

放課後児童クラブの入会申込を受け付けます

☎市 子育て支援課 ☎53-5131 FAX 53-5128

対象児童

就労などの理由により、昼間、保護者がいない家庭で、令和5年度に市内小学校に在学する児童

申込期間

10月17日(月)～31日(月)

年間利用および春休み(学年始)の利用を希望する人は、期間内に申し込みください。

なお、この期間を過ぎると定員に空きがある場合を除き、受け付けができませんのでご注意ください。

※夏休みの利用については、令和5年5月頃入会申込を受け付ける予定です。

民間児童クラブについて

民間の児童クラブへの申し込みは下記へお問い合わせください。

・KID'Sさめがっこ ☎醒井保育園 ☎54-0215

申込方法・受付場所

今年度から、原則スマートフォンやパソコンを使った電子申請での受け付けとします

10月3日(月)から掲載



政府が運営する子育てワンストップサービスから申し込みください。申込手順・方法は、市公式ウェブサイト等をご確認ください。

※やむを得ない事情がある人は、書面での受け付けも可能です。

掲載日：10月3日(月)～

市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

申込書は下記で受け付けます。

- ・子育て支援課、山東支所または各市民自治センター窓口
- ・在園中の保育所、幼稚園、認定こども園(令和5年度に小学校へ入学する場合)
- ・現在利用中の児童クラブ



利用負担金

年間利用の場合

区分	負担金額
年間利用	9,000円/月
延長利用等	
18時～18時30分	1,000円/月
7時30分～8時	夏休み期間 1,000円/期間 夏休み期間以外 500円/期間
土曜日利用	3,000円/月

長期休業期間のみ利用の場合

※春休み(学年始)以外の入会申込は、令和5年5月以降となります。

区分	負担金額
期間別	春休み(学年始) 3,000円 夏休み 13,000円 冬休み 3,000円 春休み(学年末) 3,000円
延長利用	
夏休み期間	1,000円/期間
夏休み期間以外	500円/期間

・延長利用や土曜日利用を申し込む場合、利用の有無にかかわらず月額(期間別)基本負担金に加算されます。

・緊急時延長は、児童1人につき1回30分ごとに200円が加算されます。

・生活保護世帯、非課税世帯等の場合、負担金の減免制度があります。

・おやつ代や教材費、傷害保険料等が別途必要です。

※長期休業期間のみ利用の延長利用
朝延長利用は7時30分～8時
夕延長利用は18時～18時30分

令和5年度開設予定の児童クラブ

区分	児童クラブ名	小学校区	定員(人)*4		設置場所
			年間	年間+長期	
公設	米原第1児童クラブ*1	米原*2	120	120	米原第1児童クラブ専用棟(旧米原幼稚園)
	米原第2児童クラブ*1		80	130	米原第2児童クラブ専用棟(米原小学校内)
	河南児童クラブ	河南	40	40	河南小学校内
	坂田第1児童クラブ*1	坂田*3	80	140	坂田第1児童クラブ専用棟・旧坂田診療所・坂田小学校内 (坂田小学校は長期休業期間のみ)
	坂田第2児童クラブ*1		70	95	近江学びあいステーション内
	息長児童クラブ	息長	40	80	息長小学校内
	大原児童クラブ*1	大原	130	130	大原児童クラブ専用棟・旧大原幼稚園内
	山東児童クラブ	山東	40	50	山東児童クラブ専用棟(旧山東生涯学習センター)
	柏原児童クラブ	柏原	40	40	柏原小学校内
伊吹児童クラブ	伊吹 春照	40	110	伊吹葉草の里文化センター・春照小学校内 (春照小学校は長期休業期間のみ)	
民間	KID'Sさめがっこ	河南	お問い合わせください		醒井保育園内

※1 利用者が多いため、学年等によりクラス分けを行い、運営します。

※2 米原第1児童クラブと米原第2児童クラブの2クラブ選択制です。入会申込児童数に著しく偏りがある場合、それぞれの児童クラブが適正規模となるように利用調整を行います。

※3 坂田第1児童クラブと坂田第2児童クラブの2クラブ選択制です。入会申込児童数に著しく偏りがある場合、それぞれの児童クラブが適正規模となるように利用調整を行います。

※4 定員を超える場合、低学年(1、2年生)やひとり親家庭等を優先的に受け入れるため、待機となる可能性があります。また、長期休業期間の定員は、年間利用を含めた人数です。